

# 村上市空き家バンク よくある質問

「物件を売りたい人」編

## Q1. 空き家を売りたいのですが、手続きはどのように行えばいいですか？

- A. まずは、村上市空き家バンクへの登録申込書等を提出してください。その後、物件の調査（現地調査）を行い、登録が可能かどうか判断させていただきます。現地調査を行う際は、所有者の皆様は立ち合いをお願いいたします。

## Q2. 空き家はどんな人に売るのですか？

- A. 村上市への移住・定住または二地域居住を希望する村上市民や移住者の方を対象に、物件を紹介しています。

## Q3. 空き家バンクに登録する際に、登録料はかかりますか？

- A. 空き家バンクへの登録料はかかりません。

## Q4. 賃貸物件として登録することはできますか？

- A. 賃貸物件としての登録はできません。空き家バンクでは、売買を希望する空き家のみを取り扱っています。

## Q5. 不動産取引の知識がなく不安です。

- A. 空き家バンクに登録する物件には、担当の不動産会社が仲介をしてくれるので、安心して不動産取引を行うことができます。

## Q6. 不動産業者に取引を依頼している物件でも、空き家バンクに登録できますか？

- A. すでに不動産業者等に取引を依頼している物件は、空き家バンクに登録できませんのでご注意ください。

## Q7. いくらで売ればいいのか分かりません。

- A. 現地調査を行う際に、物件を担当する不動産会社の方にも来ていただきます。その時に不動産会社の方から、価格についてアドバイスしていただけます。それを参考に最終的には、ご自分で価格を決めることができます。

## **Q8. 古い物件ですが、空き家バンクに登録できますか？**

A. 空き家バンクへの登録は、空き家をそのまま活用できるか、小規模な修繕で居住できることを前提としています。現地調査を行って登録できるかを判断させていただきます。その結果、登録をお断りさせていただくこともありますのでご了承ください。

## **Q9. 小屋、倉庫、駐車場なども一緒に売ることはできますか？**

A. 空き家と一緒に売却を希望される場合は、付属施設としてご紹介しています。

## **Q10. 田んぼや畠、空き地を売りたいのですが、登録することは可能ですか？**

A. 空き家バンクでは、土地のみの登録は行っておりません。また、田んぼや畠は空き家と一緒に登録することは可能ですが、事前に農業委員会への申請が必要です。詳しくは、村上市農業委員会事務局（電話 0254-66-6120）へお問い合わせください。

## **Q11. 両親が所有している物件は、空き家バンクに登録できますか。**

A. 空き家バンクへの登録申し込みは、原則として所有者本人からの申し込みが必要です。もし、所有者の代わりに手続きを行う場合は、所有者本人が記入した委任状を提出してください。

## **Q12. 物件の登記が共有名義になっている場合は、空き家バンクに登録できますか？**

A. 所有者全員が同意し、所有権移転登記が可能であれば、空き家バンクに登録できます。

## **Q13. 相続した物件でまだ登記の移転手続きをしていない物件は、登録できますか？**

A. 土地及び建物の登記が整理されていない場合は、不動産取引ができないので、空き家バンクに登録することはできません。事前に登記を整理しておく必要があります。

## **Q14. 家財道具がまだ片付いていないのですが、どうすればいいですか？**

A. 登録前の家財道具の片づけは、強制ではありません。ただ、部屋の写真をホームページに載せて紹介しますので、できるだけ片付けを済ませておくことをお勧めします。

◇この他にご質問などがございましたら、下記までお問い合わせください。

**村上市 市民課 自治振興室**

TEL : 0254-53-2111 (内線5111)

FAX : 0254-53-3840 (代表)

メール : jichi-j@city.murakami.lg.jp